

## 【商品概要説明書】

### JA空き家解体ローン(協会保証)

(平成 27 年 7 月 1 日現在)

商品名	J A 空き家解体ローン (協会保証)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○当 J A の組合員の方。</li><li>○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。</li><li>○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方 (自営業者の方は前年度税引前所得とします)。</li><li>○原則として勤続 (または営業) 年数が 1 年以上の方。</li><li>○生活の本拠が定まっている方 (自営業の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること)。</li><li>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</li><li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金用途	○空き家となっている建物及び付属建物等解体費用 (解体後の土地を事業性の用途に使用する場合は除く)
借入金額	○10 万円以上 300 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 5 年以内とします。なお、J A 住宅ローンをご利用いただいている方は 6 ヶ月以上 7 年以内とします。
借入利率	<b>【変動金利型】</b> お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日、および 12 月 1 日の基準金利 (短期プライムレート) により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更します。 お借入後の利率は、4 月 1 日、10 月 1 日の基準金利により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済 (毎月の返済額 (元金 + 利息) が一定金額となる方法) とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式 (毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式です。特定月増額返済による返済金額総額は、お借入金額の 50% 以内、10 万円単位です。) のいずれかを選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関 (鳥取県農業信用基金協会) の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ○20 歳未満の方の場合は、J A が定める条件を満たす法定代理人に連帯保証人となっていただきます。
保証料	○保証料率は、正組合員の方 年 0.70%、准組合員の方 年 0.90% ○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。

<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の窓口までお問い合わせください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>鳥取中央農業協同組合 金融共済部 融資課  電話番号 (0858) 23-3052  受付時間  平日 午前8:30 ~ 午後5:05</p>
<p>苦情処理措置  および紛争解決措置の内容</p>	<p><b>苦情処理措置</b>  本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支所または金融共済部融資課（電話：0858-23-3052）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、鳥取県農業協同組合中央会が設置・運営する鳥取県 J A バンク相談所（電話：0857-21-2600）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b>  外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または鳥取県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>岡山弁護士会岡山仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記鳥取県 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>